

※イメージ（前回のポスター）

前回受賞作品

募集 第24回 文の京景観賞



このたび、より多くの取り組みや風景を表彰できるよう、応募の対象を拡充いたしました。これまで「対象になるかな？」と迷っていた身近な景観や活動も、新しく対象に加わっています。

- ・建築物、リノベーション（住宅、店舗、オフィスなど）
- ・まちなみ、広場、夜間景観（美しい通り、オープンスペースなど）
- ・デザイン看板、広告物（景観に調和した看板、のれんなど）
- ・地域の活動（清掃、ガーデニング、お祭りなど）

—— 自薦・他薦は問いません。お気軽にご応募ください！

募集内容の明記

応募要領

締切りは、令和〇年8月31日（〇）必着です。

応募方法には、（１）郵送、（２）メール、（３）持参、（４）Logo フォームの４通りの方法があります。

次の２つの賞の区分で募集します。

１ 文の京景観賞：区内の建築物等で、「文の京」らしさがあふれる景観を形成しているもの。

２ こども景観写真賞：こども^{※１}が撮影したまち並みやまちの賑わいが表現され、構図やアイデア等に優れたもの。

※１ こどもとは、文京区内在住、在学又は在勤の６歳に達した日以後の最初の４月１日から１８歳に達した日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいいます。

※２ ご応募いただいた建築物等が法令等に抵触していると認められたときは、選考の対象外となる場合があります。

《メールによる応募》

応募用紙に必要事項を記入の上、お気に入りの景観の画像を添付し、

keikanshou@city.bunkyo.lg.jp へ word データ又はpdfデータで送信してください。

※写真・画像は、応募１件につき１枚（メールは１０メガバイト以下）としてください。

※景観賞を受賞した場合は、応募写真等を景観啓発活動に利用することがあります。

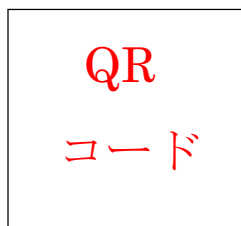
《Logo フォームによる応募》

応募フォームに必要事項を記入の上、お気に入りの景観の画像を添付し、送信してください。

※写真・画像は、応募１件につき１枚（１０メガバイト以下）としてください。

※景観賞を受賞した場合は、応募写真等を景観啓発活動に利用することがあります。

応募フォームはこちらから<https://logoformbunkyo-@>



《よくある質問》

Q.どのようなものが募集の対象となりますか？

A.日常的に目に見える(感じられる)ものであれば、建築物から地域の活動まで、幅広く「何でも」対象になります。具体的には、以下のようなものが表彰の対象です。
「素敵だな」「まちの雰囲気を良くしているな」と思うものがあれば、自薦・他薦を問わずお気軽にご応募ください。

○建築物(リノベーション含む)

→個人の住宅、店舗、オフィス、マンションなど(新築だけではなく、再生・改修したリノベーション物件も大歓迎です。)

○まち並み・広場・夜間景観

→複数の建築物が並ぶ美しい通り、ポケットパーク(まちかどの小さな広場)、敷地内や屋内のオープンスペースなど

○広告物(デザイン看板)

→周囲の景観に調和した店舗の看板やのれんなど

○地域の活動

→団体による公園ガーデナーや定期的な清掃、地域コミュニティを活性化させる町内イベントや歴史文化を伝える活動など

Q.文化財の建物は応募可能ですか？

A.文化財は選考対象外です。ただし、文化財と調和したまち並みなど、一部に文化財が含まれる場合は選考対象となります。
区内の文化財に関しては、区のホームページでご確認いただけます。

Q.文京区に住んでいなくても応募できますか？

A.どなたでも応募いただけます。

Q.応募の結果はいつ頃分かりますか？

A.文京区景観づくり審議会で審議・決定の上、令和○年○月に表彰式を予定しています。
受賞者には賞状・記念品などを授与します。

《申込み・問い合わせ先》

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区 住環境課 景観担当
(文京シビックセンター18階) TEL 03-5803-1240

詳しくは、記入例をご覧ください。

文京区 景観賞

検索

QR
コード

別記様式（第6条関係）

第 回文の京景観賞応募用紙

応募者	氏 名		年 齢	歳
	住 所	〒 TEL		

賞の区分 (○を付ける。)	1 文 の 京 景 観 賞	2 こ ど も 景 観 写 真 賞
タイトル		
所在地 (活動、撮影場所)	文京区	

※文の京景観賞に建築物又は広告物、景観づくり活動を応募する場合は、以下を分かる範囲でご記入ください。

自薦・他薦 (○を付ける。)	1 自薦 (自薦とは、事業主・設計者・施工者・活動団体からの応募です。)	2 他薦
所有者・事業主・活動団体名		
代表者等の氏名	TEL	

応募理由や説明

建築物・まち並み・広告物の場合：景観上の魅力や工夫、景観づくりにつながっている点をご記入ください。
景観づくり活動の場合：活動内容、継続年数、活動の目的や思い、景観づくりにつながっている点などをご記入ください。
こども景観写真賞の場合：写真に込めた思いや、写真を通じて伝えたいことをご記入ください。

募集のきっかけ (○を付ける。)	1 区報	2 ポスター・ちらし	3 CATV	4 ホームページ
	5 その他(	)		

写真貼付欄
Lサイズ:89mm×127mm

文の京景観賞 選考基準

文の京景観大賞	
「文の京景観賞」及び「こども景観写真賞」に選定されたものの中から、最も優れたもの	

文の京景観賞			
新たな景観の創出や隠れた魅力を再発見するなど、「文の京」にふさわしい景観を形成しているもの			
1	形態や意匠が優れ、個性豊かな景観を形成しているもの	2	区の景観特性である起伏に富んだ地形を生かしているもの
3	歴史性・文化性に配慮し、良好な景観を形成しているもの	4	連続性や一体感により、区の魅力が生かされているもの
5	地域の特色をデザインに生かし、良好な景観を形成しているもの	6	緑豊かなまち並みを形成しているもの
7	他の模範となるもので、良好な景観を形成しているもの	8	広場や歩道状の空地等の屋内外の公共空間を設け、潤いと安らぎ、交流と賑わいの生まれる豊かな空間を形成しているもの
9	夜間における照明デザインが魅力的で、安全性と美観を両立させ、地域の新たな魅力を引き出しているもの	10	身近な生活環境の維持向上や地域コミュニティを育む活動が継続的に行われており、良好な景観づくりに貢献しているもの
11	広告物が建築物や周囲のまち並みと調和し優れた景観を形成しているもの	12	既存の建物を改修・再生することで、新たな魅力を創出し、景観の向上に貢献しているもの
13	環境負荷の低減や生物多様性の保全に配慮し、持続可能な景観づくりに貢献しているもの	14	歩行者の快適性、安全性、回遊性を高めることで、まち歩き魅力を創出しているもの

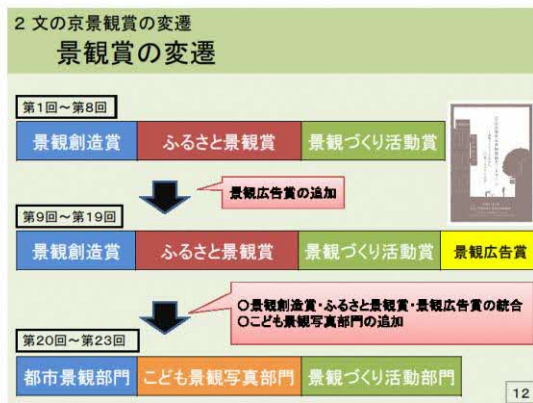
こども景観写真賞			
こどもの新しい視点で、まち並みやまちの賑わいが撮影されているもの			
1	こどもが撮影したもので、構図やアイデアにこどもの感性が生かされているもの	2	建築物や自然、人々の活動など、区の景観特性を表現しているもの
3	その場所への愛着や、伝えたいメッセージ性が表現されているもの	4	次世代へ残すべき景観や、地域の将来像が表現されているもの

検討過程

○第1回表彰分科会（5/15）

- ・ 文の京景観賞見直し経緯説明
- ・ 文の京景観賞の概要・変遷説明
- ・ 文の京景観賞見直し(素案)初期検討

第1回表彰分科会提示資料

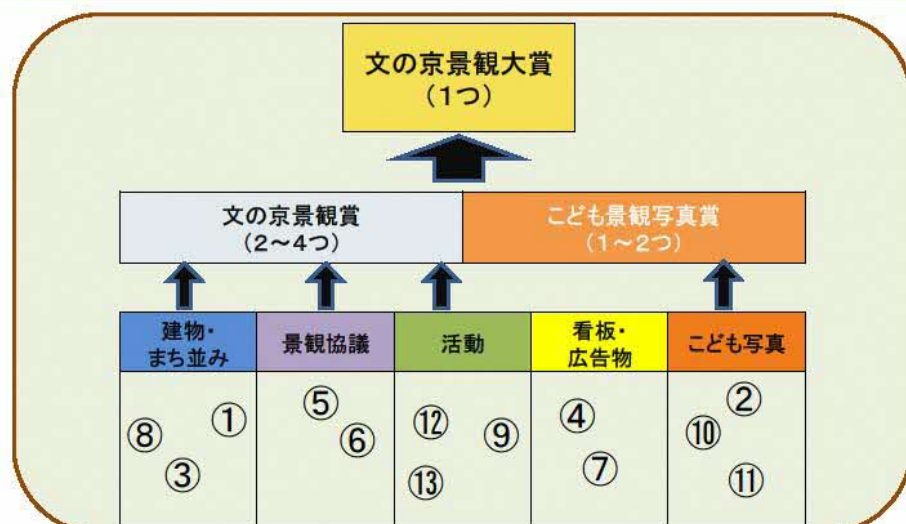


○第2回表彰分科会（7/2）

- ・ 第1回表彰分科会の意見確認
- ・ 文の京景観賞見直し(素案)

第2回表彰分科会提示資料（抜粋）

文の京景観賞の見直し案 見直し案



第1・2回分科会での主なご意見

①景観づくり活動部門の応募ハードル緩和

○景観づくり活動部門は名称が応募の障壁になっている可能性がある。まちのにぎわい創出や清掃など、多様な活動も対象に含まれることを明記し、応募のハードルを下げられないか。

→応募用紙の「よくある質問」等に、「地域の活動」と表記し、景観づくりに関わる幅広い活動が対象となるよう見直した。

②新たな視点（テーマ）の表彰対象化

○「リノベーション」、「ウォーカブル」、「夜間景観」、「観光」、「環境」など、新たな視点も表彰対象として検討すべきではないか？

→「よくある質問」に、対象である旨を明記するとともに、「選考基準」にもこれらを評価項目として追加する。

③こども景観写真賞の対象拡大と表現媒体の多様化

○対象年齢の拡大や、写真以外の表現媒体の多様化を検討する余地があるのではないか？

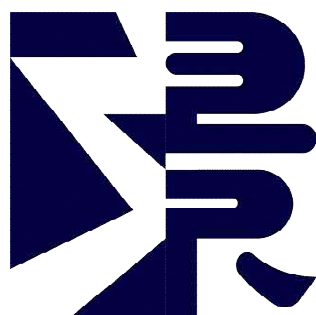
→対象年齢を「6歳から12歳まで」を「6歳から18歳まで」へ拡大する。写真以外の表現媒体の多様化については、選考基準が難しいため、今後の検討課題とする。

④広報の多様化と受賞者向けロゴの提供

○景観賞の広報を多様化することや、受賞者が事業等のプロモーションに活用ができるロゴの提供など、付加価値の創出を検討すべきではないか。

→広報の多様化に向けて、町会や関係団体等へチラシを幅広く配布する。また、デジタルデータとしても活用可能な「景観賞ロゴ」を作成・提供を検討する。

※イメージ



⑤応募背景を把握するための情報拡充

○写真だけでは応募者の意図や主観的な価値を理解しきれないため、より背景が伝わる情報が欲しい。

→応募用紙の「応募理由等」の欄に、活動意図や背景を具体的に記載できる設問項目を追加する。

⑥AI による生成・写真加工への対応および審査方針

○AI の発展に伴い、加工された写真が応募される可能性があるため、「加工写真は対象外とする」等の文言を明記する必要があるのではないか。

→カメラの自動調光機能等、「加工」の定義や判断が困難であること、また、制限を明記することで応募を躊躇させる可能性があることから、対象外とする旨の明記は見送る。審査にあたっては、現地調査も実施するため、実際の風景と写真を比較したうえで総合的に審査する。